

企業で働く人の健康増進を推進するための提言

平成25年10月10日
東京商工会議所

わが国では、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化や経済成長の鈍化、働き方の多様化など大きな社会環境の変化に直面している。国民の健康面でも疾病構造が大きく変化しており、がんや循環器病などの生活習慣病をはじめ、高齢化の進展による寝たきりや痴呆など、身体の機能や生活の質を低下させるような障害が増加している。

このため、高齢者はもとより、企業の中核を担う働く世代についても生活習慣を改善し、予防していくための取り組みが求められるようになっている。

わが国の医療保険は、いつでも、だれでも、どこでも、必要なときに必要な医療を受けることができる制度として、国民生活の安心と生活の質の改善を担ってきた。戦後、先進諸国では最下位であったわが国の平均寿命は、1984年以降、世界のトップレベルの水準を維持している。

しかし最近では、45歳～64歳の働く世代の一人当たりの国民医療費は、65歳以上よりも高い伸びを示しており、健康診断の「有所見率」（90年：23.6%）も年々増え続け、2011年には5割を超え（52.7%）ている。また、所見の中でも生活習慣病につながる項目である「血中脂質」は、20年間で約3倍（11.1%→32.2%）となり、うつ病やメンタルヘルス不調者も増えている。

わが国の社会や経済を支える働く世代が、健康な状態でなくなっているだけでなく、特定健診（メタボ健診）などの健診率も保険者間で大きなばらつきがあり、被扶養者（専業主婦等）の受診率が極めて低いなど、健康に対する取り組みや意識改革は進んでいない。

少子高齢化が進展するわが国において、これまでのような高い経済成長が望めないとするならば、働く世代の健康増進と予防は、将来的な高齢者の医療費を抑制し、持続可能な社会を実現する観点からも、極めて重要な課題である。

今年6月に策定された政府の「日本再興戦略」でも、国民の健康寿命の延伸は重点テーマであり、国民健康づくり運動をさらに拡充していくこととされているが、働く世代の健康増進には、企業における取り組みが非常に有効である。政府が具体的な施策を実施するにあたっては、企業における健康増進の取り組みを積極的に推進していくことが重要である。

I. 基本的考え方

(1) 健康に関する考え方

健康の実現は、元来、一人ひとりが主体的に取り組むべき課題である。

しかし一人ひとりが、健康であり続けるための方法や資源を選択し、生涯を通じて健康増進に努め、自分の健康を実現することが理想だが、現実には難しい。

そのため、個人の力だけでなく、企業・保険者・地域など社会全体の力を合わせて、国民の健康を実現することが重要である。

(2) 企業が健康増進に取り組む必要性

働く世代の健康に配慮し、病気や障害を予防することは、生活の満足度を高め、医療など社会保障給付の抑制につながることから、企業は積極的に健康増進に取り組む必要がある。

企業は、業種や業態、職種などに応じて健康増進や予防に組織的対応が可能であるため、個人の生活スタイルの改善を促す取り組みや運動、栄養、禁煙、飲酒対策だけでなく、職場の安全、健康管理、環境対策など、幅広い取り組みを推進することが期待されている。今後は、従業員の健康を重要な経営資源として捉え、健康診断の受診率向上など従業員の健康増進に積極的に取り組み、生産性向上や業績の改善につなげていく必要がある。

また、健康増進のさらなる普及には、健康産業の育成など健康サービスの提供体制の充実が不可欠であり、新商品・新サービスの開発や健康産業を担う人材の育成などを促す必要がある。

II. 具体的提言事項

1. 健康増進に積極的な企業・個人の取り組み支援

(1) 健康増進や健康経営（ヘルシーカンパニー）に積極的に取り組む中小企業の 顕彰制度

企業で働く人の健康増進を推進するためには、社員の健康づくりを従来の福利厚生という観点だけでなく経営資源への投資として捉え、投資効果を可視化して測定するなど、経営に資する側面を評価していくことが必要である。既に海外では、「ヘルシーカンパニー（健康経営）」や「健康会計」といった健康に関する経営の評価手法が普及している。しかしわが国企業においては、導入が始まっているが普及は進んでいないため、こうした経営手法を用いて健康づくりに取り組む企業を積極的に評価していくことが必要である。

政府が健康づくりに取り組む企業を顕彰する際は、わが国企業の99.7%を占め、雇用の7割は中小企業が担っていることに鑑み、大企業の取り組みだけでなく、中小企業ならではの着実な取り組みにも光をあてる必要がある。

(2) 企業・個人へのインセンティブの付与

①税制優遇（健康増進税制の創設）

企業が働く人の健康づくりを支援するために、健康管理や食事指導などをしやすくする観点から、事業所内に新たに食堂や健康増進に資する施設を設置した場合は、健康増進税制として、法人税の割増償却を認めるべきである。

また、個人については、健康増進の取り組みを支援するために、安全で効果的な健康運動プログラムを実践した場合には、それに係る費用を所得控除するなど、健康増進支援の所得控除制度を設けるべきである。

②保険料軽減

現在の労災保険料は、業種によって災害リスクが異なることから、事業の種類毎に保険料率が定められており、さらに、労働災害の多寡に応じて事業や事業所毎に、保険料率が増減できる「メリット制」が導入されている。健康増進や疾病予防は、労災防止につながるものであり、新たなメリットとして制度に取り入れるべきである。

③健康格付

企業で働く人の健康づくりに対する投資は、業務の効率ダウンを回避し、生産性向上に資することから、企業の業績につながることが多い。企業の健康投資を社会的に評価する仕組みとして、一部の金融機関では「健康格付」が始まっており、政府系金融機関においては、こうした先進的な取り組みに倣い、企業向け融資に採用を検討すべきである。

2. 企業・個人の健康増進を促す仕組み・産業の育成

(1) 健康経営に関する研究と普及

企業が従業員の健康を重要な経営資源として捉え、健康診断の受診率向上など従業員の健康増進に積極的に取り組み、生産性向上や業績の改善につなげる経営手法である「ヘルシーカンパニー（健康経営）」を、政府は積極的に普及すべきである。米国などの海外では広く一般に普及が進んでいるが、わが国では進んでいない。その原因や課題を明確にし、積極的に導入を図るべきである。

(2) 企業や個人が活用できる情報の一元化・情報提供体制の整備

企業や個人に対しての健康づくりのツールや、食事・栄養、セルフメディケーション、行動変容を促すための情報、メンタルヘルス対策などを、タイムリーかつ一元化して提供することが求められている。現状は、政府や各保険者、様々な業界団体や企業がバラバラに情報を発信しているため、必要な情報を探すことが難しい。利用者の視点にたち情報提供の体制を整備すべきである。

(3) 保険者との連携による新たな事業の開発、健康産業の育成、規制緩和

①保険者との連携による新たな事業の開発

保険者による保険事業は、実施の必要性は理解されていても具体的な取り組みは殆ど進んでいない。今後、健診データなどを活用し、保険事業を効果的に実施していくための「データヘルス事業」が始まるが、IT関連事業や優れた健康増進・保健指導のノウハウをもつ民間企業と連携して、取り組みの結果を新たな事業の開発に活かすべきである。

②健康産業の育成

わが国において、健康増進の普及を図るためには、健康・栄養分野の産業育成や新製品・新機能の開発、健康サービスの提供体制の充実が不可欠である。また、OTC医薬品の普及や農産物の機能性に着目したビジネス、さらには健康産業を担う人材の育成なども重要である。

③規制緩和

現行の健康保険制度では、保険者に対して被保険者が支払う保険料率は一律であるが、日頃から生活習慣病の予防に対する取り組みなどを積極的に行っている企業や個人には、保険料を増減できるよう、規制緩和すべきである。

3. 保険者（協会けんぽ・組合健保・国保等）間の連携

(1) 健康診断の受診率向上に向けた取り組み強化

2012年に東京商工会議所が実施した、従業員の健康づくりに関するアンケートによると、定期健康診断の受診率が50%以下の企業は5.9%、再検査の受診率が50%以下と回答した企業は21.6%にものぼり、規模の小さい企業ほど受診率が低くなる傾向がみられる。受診率向上のためには、ヘルシーカンパニー（健康経営）の考え方を企業経営者に普及するとともに、健康診断を受診しやすい体制整備・充実が求められる。

(2) 健康増進に向けた事業・各種イベントの広域的な連携

企業で働く者の健康づくりを推進するためには、各保険者が連携した取り組みが求められる。特に、地域的な取り組みは、全国健康保険協会や健康保険組合、国民健康保険が連携して実施することが望まれる。広く国民の健康づくりを推進するような広域的な事業を実施していくべきである。

(3) 健診データを業種や職種、地域毎に分析し、リスク管理や予防に活用

今後、保険者においては、健診データ等を活用した「データヘルス事業」が本格的に実施されるが、データの検証・活用にあたっては、保険者間の連携が求められる。特に、地域的な疾病や予防には、保険者間の連携が不可欠であり、垣根を超えた取り組みが必要である。保険者協議会等の機能強化によって、検診結果の共有化と分析を可能とする体制を整備すべきである。

Ⅲ. 東京商工会議所の取り組み

わが国において、国民の健康増進は極めて重要なテーマであるが、社会保障制度そのものの抜本改革も喫緊の課題であり、政府・国民が一丸となって乗り越えなければならない。わが国が今後とも活力ある経済社会を維持していくためには、改革の着実な実施が必要である。

東京商工会議所では、2005年に国民健康づくり委員会を設置して、働く人の心身の健康づくりを中心に、下記の各種事業や調査・研究を行ってきた。

(1) 企業に対する健康増進のための体制づくり支援

健康増進や健康経営に取り組むツールとして、企業の経営者・人事担当者向けリーフレット「健康経営のすすめ」を作成したり、健診結果の分析を促すためのセミナーやシンポジウムを開催してきた。また、分煙体制の整備や食事・栄養指導をはじめ、企業の関心が高まっているメンタルヘルスについての研修やセミナーなど、広く一般向けにも数多くの情報提供を行っている。

(2) 各種健康増進事業の実施

企業参加型のイベント「チャレンジマッチ」を開催し、企業で働く人に歩く習慣を身につけてもらい、正しい健康知識を習得するための機会を提供した。また、人数の少ない中小企業や、事業所が複数に分かれていて一体的な取り組みが難しい企業向けに、ウォーキング大会やフットサル大会など従業員が気軽に参加できるような各種スポーツイベントや交流事業を積極的に実施している。

なお、メンタルヘルスに関しては、企業の一般社員や管理職向けに、正しい知識と職場での適正な対応（セルフケアやラインケア）ができるよう、メンタルヘルス検定を実施している。健康知識測定テスト（2013年10月末まで）は、東商HPに専用サイトを設けて、楽しく気軽に正しい健康知識を身につけてもらうためのツールとして、これまで23万人の方々に利用されている。

企業が健康増進や予防に取り組むことは、個人の生活の質の向上につながるだけでなく、企業にとっても活力維持や成長、ひいてはわが国の経済成長・発展や医療費の適正化等につながるものである。

今後とも、地域総合経済団体として、健康づくりに関する事業や調査・研究などを展開し、わが国の健康づくりに積極的に取り組んでいく。

以上

平成25年度第10号
平成25年10月10日
第654回常議員会決議